

法の一部を改正する法律

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北アメリカ地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、左記の者を畜産物価格審議会委員に任命致したので国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

記

衆議院議員 芳賀 貢君

同 本名 武君

参議院議員 谷口 慶吉君

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員相澤重明君及び同棚橋小虎君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。

記

大倉 精一君

村尾 重雄君

同日本院は、裁判官弾劾委員辻武壽君の辞任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾委員委員長及び衆議院事務総長に通知した。

記

白木義一郎君

同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員大矢正君が去る一月二十四日常

任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 米田 勲君

同日本院は、積雪寒冷作地帯振興対策審議会委員本院議員村松久義君が去る一月二十四日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 笹森 順造君

同日本院は、国土総合開発審議会委員本院議員小林孝平君が昭和三十六年十一月十二日公職選挙法第九十条の規定により退職者となったので同審議会委員の補欠として、また、同田中一君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 荒木正三郎君

同 羽生 三七君

同日本院は、飼料需給安定審議会委員本院議員梶原茂嘉君及び同大河原一次君が去る一月二十四日それぞれ常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 仲原 善一君

同 安田 敏雄君

同日本院は、国土開発縦貫自動車道建設審議会委員本院議員羽生三七君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 田中 一君

同日本院は、臨時行政調査会委員に安西正夫君、今井一男君、太田薫君、佐藤喜一郎君、高橋雄財君、花井忠君及び蟠山政道君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和三十六年度第二・四半期における予算使用状況報告書

同日国立国会図書館長から、国立国会図書館法第六条の規定による昭和三十一年度国立国会図書館の経営および財政状態の報告を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十回国会政府委員に任命すること承認した旨回答した。

経済企画庁総合計画 向坂 正男君

同局長事務代理 大蔵省為替局長 福田 久男君

日本専売公社 谷川 宏君

社監理官 同 社監理官 谷川 宏君

同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁総合計画局長事務代理向坂正男君外二名(前掲議長承認)を第四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国民生活研究所法案

酒税法等の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

総理府設置法等の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

内閣委員会に付託

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方行政委員会に付託

入場税法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

大蔵委員会に付託

同日議員から左の懲罰動議が提出された。

議員大谷實雄君を懲罰に付する動議

(田畑金光君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、人事官中御門経民君は去る五日付をもって退職したので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予備審査

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予備審査

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予備審査

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予備審査

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予備審査

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予備審査

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予備審査

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和三十六年度一般会計予算補正(第二号)

昭和三十六年度特別会計予算補正(特第三号)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

臨時司法制度調査会設置法案

物品税法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

内閣委員会に付託

森林法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

郵便切手類充たさばき所及び印紙充たさばき所に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を商工委員会に付託した。

国民生活研究所法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農業基本法案(北山愛郎君外十四名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

昭和三十七年二月十六日 参議院会議録第九号 議長の報告

昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)及び昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)可決報告書
昨十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

野溝 勝君

社会労働委員

永岡 光治君

運輸委員

小西井義男君

通信委員

森中 守義君

予算委員

徳永 正利君

議院運営委員

古池 信三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

小西井義男君

社会労働委員

森中 守義君

運輸委員

野溝 勝君

通信委員

永岡 光治君

予算委員

古池 信三君

議院運営委員

徳永 正利君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

地方行政委員会

進君(館哲二君の補欠)

理事 野上

進君(館哲二君の補欠)

文教委員会

近藤 鶴代君(近藤鶴代君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

法律案

地方交付税法の一部を改正する等の法律案 地方行政委員会に付託

建物の区分所有等に関する法律案 農林水産委員会に付託
てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日内閣から物品税法中修正申入書を受領した。

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松野鶴平君) 日程第一、昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)。

日程第二、昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)。

以上両案を一括して議題とすること。御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長湯澤三千男君。

審査報告書

昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)

昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)

右多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年二月十四日

予算委員長 湯澤三千男

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)及び昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)は、一般會計において、昭和三十六年度中に見込まれる租税の自然増収額の一部を財源として災害対策費、医療費改訂に伴う経費、義務教育費等義務経費の不足補てん、地方交付税交付金など当面必要な最小限度の経費につき補正を行ない、また、特別會計において「交付税及び譲与税配付金」「農業共済再保険」「治水」「道路整備」の四會計につき所要の補正を行なうことを内容としたものであり、必要かつやむを得ない措置と認める。

二、費用

これらの予算補正により、昭和三十六年度一般會計予算の総額は、歳入歳出ともに、五百四十八億九千二百万円を増加して二兆一千七百三十三億八千二百二十七万七千円となり、昭和三十六年度特別會計予算の合計額は、歳入歳出ともに、百四十四億七千三百八十六万八千円を増加して、歳入四兆五千四百七十八億五百九十九万二千円、歳出四兆二千七百七十億七千六百九十七万五千円となる。

昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)

右は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月十二日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月十二日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

地方交付税交付金など当面必要な最小限度の経費につき補正を行ない、また、特別會計において「交付税及び譲与税配付金」「農業共済再保険」「治水」「道路整備」の四會計につき所要の補正を行なうことを内容としたものであり、必要かつやむを得ない措置と認める。

二、費用

これらの予算補正により、昭和三十六年度一般會計予算の総額は、歳入歳出ともに、五百四十八億九千二百万円を増加して二兆一千七百三十三億八千二百二十七万七千円となり、昭和三十六年度特別會計予算の合計額は、歳入歳出ともに、百四十四億七千三百八十六万八千円を増加して、歳入四兆五千四百七十八億五百九十九万二千円、歳出四兆二千七百七十億七千六百九十七万五千円となる。

昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)

右は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月十二日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月十二日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月十二日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月十二日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月十二日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月十二日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十六年度特別會計予算補正(特第3号)及び特別會計予算補正(特第3号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、今回提出せられました補正予算の規模でございますが、一般會計予算補正(第2号)により歳出に追加される総額は、五百四十八億九千万円と相なっております。

次に、その歳出の内容を申し上げますと、まず、災害復旧費等の追加三百六十億円、過年度百三十億円、ほか大阪高潮対策等でございますが、いずれも、実地調査の結果、事業費が増加いたしましたのと、緊急部分について事業の促進をはかりとする趣旨でございます。また、医療費改定に伴う追加は四十五億円でございまして、これは、当初予算に計上されておりました一〇%と七月改定の二・六%との差額、すなわち二・六%、並びに十二月実施の緊急是正の二・三%引き上げの分を含んでおります。さらに、オリ

「湯澤三千男君登壇、拍手」

○湯澤三千男君 ただいま議題となりました昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)及び特別會計予算補正(特第3号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、今回提出せられました補正予算の規模でございますが、一般會計予算補正(第2号)により歳出に追加される総額は、五百四十八億九千万円と相なっております。

次に、その歳出の内容を申し上げますと、まず、災害復旧費等の追加三百六十億円、過年度百三十億円、ほか大阪高潮対策等でございますが、いずれも、実地調査の結果、事業費が増加いたしましたのと、緊急部分について事業の促進をはかりとする趣旨でございます。また、医療費改定に伴う追加は四十五億円でございまして、これは、当初予算に計上されておりました一〇%と七月改定の二・六%との差額、すなわち二・六%、並びに十二月実施の緊急是正の二・三%引き上げの分を含んでおります。さらに、オリ

「湯澤三千男君登壇、拍手」

○湯澤三千男君 ただいま議題となりました昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)及び特別會計予算補正(特第3号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、今回提出せられました補正予算の規模でございますが、一般會計予算補正(第2号)により歳出に追加される総額は、五百四十八億九千万円と相なっております。

次に、その歳出の内容を申し上げますと、まず、災害復旧費等の追加三百六十億円、過年度百三十億円、ほか大阪高潮対策等でございますが、いずれも、実地調査の結果、事業費が増加いたしましたのと、緊急部分について事業の促進をはかりとする趣旨でございます。また、医療費改定に伴う追加は四十五億円でございまして、これは、当初予算に計上されておりました一〇%と七月改定の二・六%との差額、すなわち二・六%、並びに十二月実施の緊急是正の二・三%引き上げの分を含んでおります。さらに、オリ

「湯澤三千男君登壇、拍手」

○湯澤三千男君 ただいま議題となりました昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)及び特別會計予算補正(特第3号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、今回提出せられました補正予算の規模でございますが、一般會計予算補正(第2号)により歳出に追加される総額は、五百四十八億九千万円と相なっております。

次に、その歳出の内容を申し上げますと、まず、災害復旧費等の追加三百六十億円、過年度百三十億円、ほか大阪高潮対策等でございますが、いずれも、実地調査の結果、事業費が増加いたしましたのと、緊急部分について事業の促進をはかりとする趣旨でございます。また、医療費改定に伴う追加は四十五億円でございまして、これは、当初予算に計上されておりました一〇%と七月改定の二・六%との差額、すなわち二・六%、並びに十二月実施の緊急是正の二・三%引き上げの分を含んでおります。さらに、オリ

「湯澤三千男君登壇、拍手」

○湯澤三千男君 ただいま議題となりました昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)及び特別會計予算補正(特第3号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、今回提出せられました補正予算の規模でございますが、一般會計予算補正(第2号)により歳出に追加される総額は、五百四十八億九千万円と相なっております。

次に、その歳出の内容を申し上げますと、まず、災害復旧費等の追加三百六十億円、過年度百三十億円、ほか大阪高潮対策等でございますが、いずれも、実地調査の結果、事業費が増加いたしましたのと、緊急部分について事業の促進をはかりとする趣旨でございます。また、医療費改定に伴う追加は四十五億円でございまして、これは、当初予算に計上されておりました一〇%と七月改定の二・六%との差額、すなわち二・六%、並びに十二月実施の緊急是正の二・三%引き上げの分を含んでおります。さらに、オリ

「湯澤三千男君登壇、拍手」

○湯澤三千男君 ただいま議題となりました昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)及び特別會計予算補正(特第3号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、今回提出せられました補正予算の規模でございますが、一般會計予算補正(第2号)により歳出に追加される総額は、五百四十八億九千万円と相なっております。

次に、その歳出の内容を申し上げますと、まず、災害復旧費等の追加三百六十億円、過年度百三十億円、ほか大阪高潮対策等でございますが、いずれも、実地調査の結果、事業費が増加いたしましたのと、緊急部分について事業の促進をはかりとする趣旨でございます。また、医療費改定に伴う追加は四十五億円でございまして、これは、当初予算に計上されておりました一〇%と七月改定の二・六%との差額、すなわち二・六%、並びに十二月実施の緊急是正の二・三%引き上げの分を含んでおります。さらに、オリ

「湯澤三千男君登壇、拍手」

○湯澤三千男君 ただいま議題となりました昭和三十六年度一般會計予算補正(第2号)及び特別會計予算補正(特第3号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、今回提出せられました補正予算の規模でございますが、一般會計予算補正(第2号)により歳出に追加される総額は、五百四十八億九千万円と相なっております。

しこりして、これら歳出に必要な財源につきましては、所得税、法人税、酒税、関税、物品税の自然増収をもつてまかなうことと相なっておりまして、本補正予算が成立いたしましたるものと、昭和三十六年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出とも二兆一千七十三億八千余万円と相なるわけであります。

この補正予算案は、一月二十三日に國會へ提出され、二月十二日に衆議院において可決の上、本院へ送付されたものでございますが、委員会におきましては、一月二十六日に水田大藏大臣から提案理由の説明を聴取し、二月十三日、十四日の両日にわたりまして、池田内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し質疑を行ないました。

以下、これらの質疑の中の若干の事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、「政府が、昨年九月二十六日の閣議で、国際収支改善対策の一環として、公共事業費、官庁営繕費及び財政投融资の繰り延べ措置をきめたが、これによってどの程度の予算が繰り延べになったのか。また、この繰り延べべに措置は、内容からすれば、景気調整の観点からなされたものであって、明らかに財政法十四条に規定する繰り越し明許費とは別のもつと思う。この場合は、財政法二十九条に基づいて国会に修正予算を出すべきではなかったか。

この点、財政法の違反だと思われるがどうか。」との質疑がありました。これに対し、水田大蔵大臣、林法制局長官並びに池田総理大臣から、「九月二十六日の閣議了解による公共事業費、官庁費

がふえてしまったことによるもので、国内の高度成長が行き過ぎた点にも原因があつたと思う。また、ドル防衛に協力するのは、自由国家群の一員として当然のことである。明年度の貿易については、国内的には景気調整策の浸透につれて機械類の輸入の減少が予想される一方、アメリカがEECと関税の引き下げを行なえば、最恵国待遇で日本も均霑できるであらうし、また、強力な経済外交で貿易の改善をはかるつもりである。それに、アメリカの景

次に、三十六年の国際収支の見通しにつきまして、「三十六年の貿易赤字が九億三千万ドルであって、対米貿易赤字の赤字は八億五千万ドルにもなる」とい

気が回復すれば輸出もふえるわけであつて、今後対米貿易の不均衡はやがて改善できると思う。」という答弁がございました。

うのであるが、それでは、国際収支悪化の最大の原因が対米片貿易にあったという事実を政府は認めるかどうか。また、このような事態になったのは、池田首相がアメリカのドル防衛政策の影響を軽く見た証拠であり、この点、総理は責任を感じないか。今後貿易の自由化を進める中で、この対米片貿易局をどうやって打開していくつもりか。政府の見解を聞きたい。」という質疑がございました。これに対し水田大蔵大臣、佐藤通商産業大臣並びに池田総理大臣から、「対米貿易が入超になるのは日本経済の宿命であるが、昨年の赤字が大きくなったのは、アメリカの不景気で輸出が伸びなかったのと、設備投資が予想以上に活発だったため輸入

続いて、日本経済の今後の見通しの問題につきまして、「政府の見解によれば、調整過程は本年上期に終わり、下期になれば、国際収支も改善されて経済もよくなると樂觀しているようであるが、それは全く逆だと思ふ。三十七年度予算は大型予算であるし、それに参議院選挙なども行なわれて、金融の引き締めは不可能であらう。上期は不景気にはならず、むしろ下期に入つてその反動がくるのではないか。つまり七月、八月ごろに国際収支が悪化し、金融引き締めが強く要請されることになり、勢いデフレ政策をとらざるを得なくなると思ふがどうか。」という質疑がございましたが、これに對しまして池田総理大臣は、「国際収支は變

い。私は、下期になれば生産も相当伸びて、経済は上昇すると考えている。経済の伸びを五・四％と見ることは、デフレ政策ではない。また、デフレ政策をとる考えも持っておらない。短期間の変動にあまり神経質にならないようにと言いたい。」という答弁がございました。

当面の外交問題として、日韓交渉につき、「兩國間の正常な關係を樹立するのには、文民政権が成立する時期まで待つべきではないのか。また、その外交にあたつては、李ライン、対日請求權、韓國人の法的地位の問題など諸懸案とともに、竹島問題を同時に解決する考えはないか。」という質問がございました。これに對しましては、池田総理大臣及び小坂外務大臣から、「朴政權は、現に民生の安定、汚職の掃蕩などに努力しており、私の見るところでは、文民政権に移る過渡的政權として、文民政権に移る過渡的政權として、つりっぱに役割を果たしていると思ふ。私は、たとえ暫定政權であつても、合理的な話し合いがつけば、日韓交渉を妥結したいと考えている。交渉にあつては、懸案事項のすべてを同時に解決する方針で進めるけれども、竹島問題だけは、兩國の關係が正常化して、友好的な雰囲気が生まれたあとで、國際司法裁判所に提訴して解決をはかることが妥當であると考えています。」旨の答弁がございました。

災害対策につきましましては、「治山治水五カ年計画は、三十七年度は予算上繰り上げ実施を行なうこととして、引き続き三十八、三十九年度も同様の措置をとるか。今回の補正予算による災害復旧事業費の追加によつて、当年災の復旧率が三〇%となるのは、けつこうであるけれども、復旧の最盛期に当たる来年度の予算には三七%程度しか計上されておらず、従来の実績を下回っているのは遺憾であり、三・五・二の比率で三カ年間に復旧を完了すべきである。昨年十一月公布された災害対策基本法においては、激甚災害が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置する、とあるけれども、従来のように、そのつど特例法を制定するのでは手おくれになるので、恒久的な法律を作る必要があると思うが、この国会に提案する用意があるか。また、災害対策基本法はいつごろ実施する見込みであるか。などの質疑がありまして、これに對し中村建設大臣及び水田大蔵大臣から、「治山治水計画は災害頻発の現状にかんがみて、繰り上げてすみやかに実施することが望ましいので、三十八、三十九の兩年度についても、できるだけ促進をはかりたい。三十六年度は災害が比較的早い時期に発生したので、初年度の進捗率を大幅に上げた。復旧の進められるときにできるだ

け進めていく方針である。激甚災害については兩論あり、そのつど主義ではいけないという説と、また、災害の姿は多種多様であるから、そのつど特例法を制定したほうがよいという説もある。これらの点について目下意見の調整中である。」との答弁があり、また、安井自治大臣から、「災害対策基本法の実施時期は六月末を目途として、一旨の答弁がございました。

炭鉱問題につきましましては、「政府は総合エネルギー対策よりも業種別エネルギー対策を先にする方針をとっているけれども、前国会における両院の決議の趣旨から考えても、これは逆である。エネルギー全体における石炭の構成比を外国と比較してみると、西独の七六%に對し日本は三八%で、全く比較にならない。離職者の状況を見て、英國も西独もほとんど全部を他へ吸収している。同じようにエネルギー革命が起こっているのに、日本だけがこのように混乱しているのは、無計画に急激に石油の使用量をふやしたためではないか。また、離職者対策もほんとうにやる気であるならば、まず中高年令層を官公庁の仕事に雇用すべきである。補正予算に計上された訓練期間中の手当の三百円据え置き、技能習得手当七十円という額も低過ぎると思うがどうか。」というような質疑がございましたが、総理及び関係各大臣から、

「総合エネルギー対策を軽く見ているわけではないが、まず、その前提となつては石油、石油、電力等を業種別に引き上げ検討した上、総合エネルギー対策を考えたい。西独と日本では、資源の賦存状態、立地条件、雇用状況等すべて違つていて、必ずしも石炭に対する努力が足りないとは言えない。離職者はできる限り官公庁関係にも吸収することはもとよりであるけれども、民間にも協力を願いたい。訓練手当は、失業保険未加入者等、他の同種類の者との権衡上三百円にしたのであり、技能習得手当の七十円は、失業保険金をもらつてゐる者が、その上に上乗せしてもらふものであるからやむを得ない。」などの答弁がございました。

なお、このほか大きく取り上げられました問題といたしまして交通の問題があり、これは道路整備、都市過大化防止、自動車交通規制、首都交通事業の経営一元化問題など多方面より論ぜられ、海運については、海運助成に政府の真剣な決意があるかどうかといった点に、さらに、相次ぐ海外移民の失敗に關連し、移住行政の統合についての質疑、農地被買収者特別融資問題等、広範多岐にわたる質疑が行なわれましたが、詳細は會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくいまして質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して加瀬委員が反対、自由民主党を代表して鈴木委員が賛成、民主社会党を代表して田上委員が反対、日本共産党を代表して岩間委員が反対の旨をそれぞれ述べられました。討論を終局いたし、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十六年度予算補正二案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 両案に對し討論の通告がございます。順次発言を許します。加瀬完君。

〔加瀬完君登壇、拍手〕
○加瀬完君 私は、日本社会党を代表して、昭和三十六年度予算第二次補正二案に對して、反対の討論をいたします。

まず根本の問題として、池田内閣には予算を編成する資格がないという点であります。昨年の今ごろ、三十六年度の当初予算の審議の際、わが党は、口をすっぱくして、高度成長政策は行き過ぎる懸念があり、物価や国際収支に危険な徴候が見えておりますことを指摘して参りました。しかし池田総理は、経済のことは、わしにまかせろという一点ばり、今日の事態を招来して参りました。すなわち、当初計画の国際収支において一千万ドルの黒字予想は、九億二千万ドルに及ぶ赤字を招来をし、デフレ政策に転換せざるを得なかつたのであります。この原因は、過大な設備投資にあることは明らかであります。それが促進いたしましたのが池田内閣の高度成長政策であり、金利引き下げであつたわけであり、また、低金利政策の看板をおろすことをおそれ、日銀に干渉をし、公定歩合引き上げの時期を誤りました責任は、あけて池田総理が負わなければならないのであります。しかるに池田内閣は、みずからの失敗を行き過ぎにすぎないと強弁するのみでなく、その責任を民間企業に転嫁しようとして、いざなひ、許されざるところであります。他方、国際収支の赤字の内容を検討いたしますと、対米貿易が赤字の九割、八億五千万ドルを占めているのであります。これは、池田内閣がアメリカのドル防衛に協力をし、対米追随の経済外交を行なつた結果であります。これは、この打開のために、日米箱根会談を囁りもの入りで喧伝をいたしましたけれども、日米片貿易の状態はますます激しさを加えるばかりであります。このように、見通しを誤り、責任を回避する政治家に、予算編成の資格ありとは、われわれは信じられないのであります。わが党は、すでに第一次補正予算の審議に際し、池田内閣の経済政策失敗から国民生活を救うための緊急かつ最低限の予算措置として、生活保護費の大幅引き上げ、失対資金の引き上げ、物価対策、さらに災害対策、石炭対策、医療費国庫負担の適正

な措置等を含んだ第二次補正を強く要求してきております。しかるに、政府が今回提出いたしました第二次補正予算、これらには、わが党が主張いたしました国民生活への配慮は全然ないであります。

私は、以下数点にわたりまして、政府原案の欠陥を明白にして参りたいと存じます。

その第一は、委員長の報告にもありましたとおり、景気調整のための予算額の一割繰り越しの問題であります。わが党の木村委員の指摘されたとおり、油田内閣は、経済成長政策のための景気調整措置として、予算額の一割を繰り越し明許費として片づけております。

繰り越し明許費は、財政法第十四条でも明らかなごとく、「その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるもの」とこのように限定されておるのであります。その性格はあくまでも「努力しても年度内に支出を終わらない見込みの立つもの」でありまして、政府の行政上の都合で、国会で決定された予算に、繰り越し、繰り延べを自由勝手に選択をさせる権限を政府に与えているものではございません。財政法二十九条の二項は、「内閣は、……予算の成立後に生じた事由に基いて、既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、その修正を国会に提出することができ。」と規定しております。明らかに景気調整という政策の理由によりまして予算に変更を加える必要が生じたわけでありまして、早急に修正、補正の案を提出すべきであります。政府はこれを完全に怠つて参りました。

もしも政府に、勝手な繰り越し、繰り延べの自由を許すならば、憲法八十三条の「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなればならない。」この内容は、全くの空文になるのであります。本補正予算案に、このような憲法違反、財政法違反の問題に対して、何ら適切な解決の手段がとられておりませんことは、予算案の内容以上に許しがたい点であります。(拍手)

その第二は、大蔵大臣の説明によりますと、三十三年度において多額に上ると見込まれる租税の自然増収は、剰余金として後年度に繰り越す、この御説明をされておりますが、繰り越す前に、剰余金見込み総額は一体幾らになるのか、本年度補正として使用するべきものがはたしてないのか、こういうことが、もつと国民の前に、国民のために明らかにされなければならないはずであります。

具体的に問題を取り上げます。一つは、物価の問題であります。池田内閣は、物価問題については御究物価が中心であると主張されております。しかし、一般国民に直接つながりのありますのは、ネギ一本、大根一本

の消費者物価であります。消費者物価は、昨年一年間に入・八%の上昇率を見ました。今や巷の主婦たちは、大根半本、ニンジン半本という買い方をすらしなければならぬ状態に迫り込まれているのであります。しかるに政府は、これら物価対策に對して有効な何らの手を打つこともなく、しかのみならず、鉄道運賃、郵便料金、こういったようなものを率先して引き上げているのであります。物価抑制という声は国会の開会中だけのことでありまして、国会が閉会となれば、矢つぎばやに政府は物価の引き上げの原因を作っているのであります。これは許されることではありません。

さらに、生活保護について申し上げますと、保護基準引き上げと称して、前回の補正で五%引き上げ、明年度予算で三%引き上げのことをきめております。東京標準五人世帯では月額一万三千四百七十円になると、大いに宣伝をいたしておりますが、これを分析してみますと、一人当たりの生活費は月二千六百九十四円、一月月を三十日として割ってみますと、一日は八十九円と八十銭であります。生活費の総額を縮めて一日八十九円八十銭、これで生活保護、社会保障、この鳴りもの入りで宣伝する内容があるではありませんか。

具体例の二は、これも委員長の報告の中にございましたが、義務教育費の問題であります。昭和三十六年度の第一次補正における公立文教施設補助費の単価引き上げの問題であります。政府は、この前の補正の審議のときに、三十五年六月と三十六年八月の、資料費、労務費その他の値上がり指数を現行単価に乗じて新単価を算出したと説明をいたしました。われわれは、次のように質問をいたしました。それならば、木造校舎における大工、左官、トビ、石工、こういったようなものの賃金は、昭和三十五年の六月と昭和三十六年の八月で確実に政府のあげているような指数になるのかと、問い詰めて参りますと、労働省統計調査部では、九月を過ぎなければその指数は出ないという御返事でありました。

出された指数は、昭和三十五年の九月と昭和三十六年の九月を比べますと、大工は七百六十一円が千三百三十四円、トビは七百六十円が千七百三十三円、左官は七百六十二円が千二百七十七円、政府の一九・五%という数をはるかにこえて、それぞれ一六・一%、一四・一%、一六・〇%と高騰をいたしております。

昭和三十六年の労務費は、三十五年と比較いたしますと、一一・九・五%では比較いたしますと、一一・九・五%ではなくて、少なくとも一五・〇%以上の上昇を見なければならぬはずであります。したがって、このたびの補正には、当然これが加えられなければならない責任があります。しかしながら、本補正には、この再度補正というものは何ら考慮されておられません。

次に、具体例の三といたしまして、このたびの補正内容に、百二十八億円と一億三千五百萬円の、地方交付税交付金と臨時特別交付金があります。一体この金額は、下から積み上げて計算をしたものでありますでしょうか。——そうではないのであります。たとえば、問題の高校急増対策にいたしまして、政府は現状の認識をまるで欠いておられます。今現状の高等学校経費負担を申し上げます。支出のうち、土地、建築費について見ますと、国、府県、市町村、寄金付、こういった構成別に何%を占めているかということ、土地について見ますと、府県の四六・二%に對して、寄付金は四三・二%であります。市町村の負担まで入れますと四六・二%對四九・五%、寄付金のほうがよけいなのであります。建築費についても五五・二對三一・五、二分の一をこえております。国庫補助金と寄付金を比べると、昭和三十一年から三十五年までの決算で、総額に對してどういふ比率の変化をしたかと申し上げますと、寄付金は一九・四、二九・八、三〇・〇、三三・〇と、ウナギ登りに上っております。国の補助金は、一・二、七・六、九・〇、八・九、ジグザグで、やや下がった形になっております。これでは、公立でなくて、PTA立であり、父兄立であります。どうにもなりません。これらの解決措置は、本補正によりまして十二分に解

決できるはずであります。これらの解決は起債で行なうと説明をするのであります。ところが、今までの起債の許可条件に對しまして不適格または要注意は二十二県、実に無条件で起債を借り入れられない府県が五〇％に近いのであります。しかも、道府県収入は、明年度税制改正で減収になる県が多いのであります。ふえるのは府県民税、減るのは事業税、入場税、遊園飲食税。今、入場税と税だけ見れば、北海道で十億、鹿児島、熊本、長野で各四億、この穴埋めが何にもできておりません。高等学校増設対策は、どのような形で財源を地方は求めるのであります。地方財政に對して、政府は無能力と云うのはありません。むしろ、余剰財源を見込まれる本年度において、交付税率を引き上げまして財政強化がはからなければならないわけでありまして、このような計画的または分析性というものに、政府は、はなはだ欠けております。これが反対の理由であります。

その第三は、石炭産業の危機とその対策費についてであります。わが党は、数年前から、エネルギーに関する基本政策を樹立しておかないと社会的混乱が生ずることを指摘して参りました。しかし、政府は、真剣にエネルギー総合基本政策というものを立てていないと見られます。そのしわが、炭鉱労働者の首切りとなって現われて

おります。今回の補正予算で宣伝をしております別居手当、技能習得手当などの措置についても、全く冷酷そのものであります。技能習得手当一日七十円、二キロ以内の者は四十円、子供の小づかいよりも少ない金額であります。別居手当が三千六百元、これで、家を借りて、十二分に生活をして、しかも物価高の中に新しい生きる技術を覚えらるる経費が十二分に含んでおると思われますか。石炭対策などとは全く言わないのであります。具体的に炭鉱都市である大牟田と田川の炭鉱離職者対策の財政措置について申し上げて検討してみますと、大牟田の失業対策費は、三十五年の決算総額三億八千万円、このうち地方の持ち出し分が一億八千万円であります。田川の一月支出現況は、現金在高見込みが二千九百三十九万円、支出見込みは、生活保護費千六百万円、緊急失対費八百四十万円、職員給与の繰り延べなどいろいろやりくりをいたしまして、三千四百六十万円の支出が要ります。赤字として残りますのは四百六十七万円でありまして、したがって、年度赤字は八千万円をこえるといわれます。これらに對しまして、今度の補正は何にも手が打たれておりません。離職者を一番先に取り上げなければならぬのは地方団体であります。しかし、地方団体には財源は与えられておらないのであります。なぜ一体、余剰財源があるな

ら、余剰財源のうち、交付税交付金などではなくて、別のワケにいたしました、はつきりと地方に財源を与えないのでありましようか。

その第四は、年度内減税の実施についてであります。少なくとも自然増収は、政府計算によりましてまた千七百億円をこえると説明されるのであります。

○議長(松野鶴平君) 加瀬君、時間が参りました。

○加瀬君(統一) しかし、見積りのいづれも少ないのが政府でございまして、二、三千億をこえるのでありましよう。それならば、なぜこれを国民のもとに一回減税として返さないものでありますか。

以上四点の理由をあげまして、反対の意思を明らかにいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 平島敏夫君。

〔平島敏夫君登壇、拍手〕

○平島敏夫君 私、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております昭和三十六年度一般會計予算補正第二号並びに同特別会計予算補正第三号に賛成の意を表明するものであります。

今回の補正は、一般會計におきましては、総額五百四十九億円であります。その財源は、所得税、法人税、酒税、物品税、関税の自然増収をもつてこれに充てることになっております。

一般會計の歳出の面において、その最も大きな項目は災害対策費であります。さきの第一次補正においても災害対策は主要項目となつておりました。その予算補正の直前に第二次室戸台風が発生して甚大な被害を生じ、第一次補正においてはその対策の一部が予算化されただけでありまして、その後の調査によつて被害額が判明し、予算に不足を生ずるに至りましたので、必要な経費を追加し、また過年度の復旧についても所要の経費を追加して、総額三百億円を要求しておるのであります。次に、生活保護費、児童保護費その他社会保障関係の義務的経費の不足を充足するための経費六十五億円、また診療報酬引き上げに伴う医療費関係の経費四十五億円、さらにワシントン・ハイツをオリンピック競技場の一部に使用することに決定いたしましたので、その開催期日に間に合わせるために、三十六年度中より一部の工事に着手する必要があるもので、これに伴う経費約九億円、また炭鉱離職者の転職雇用を円滑にする措置を三十七年一月にさかのほつて実施するに必要な経費八千万円余が要求されておりますが、これらはいずれも当然な、あるいは必要な経費と認められるのであります。

なおまた、歳入面におきまして、所得税、法人税、酒税の増収が計上されました関係上、増収額の二八・八％に当たる金額を、地方交付税交付金及び

臨時特別交付金として地方に交付することにしたしておりますが、これは法律の規定に基づく義務的措置であります。

特別会計につきましては、主として一般會計の予算補正に關連いたしました。交付税及び譲与税配付金特別会計ほか三特別会計について所要の補正を行わんとするものであります。

これを要するに、今回の補正は、必要やむを得ざる経費の最小限度を要求しておるのであります。適切な措置と申すべきであります。私は、補正案二件に對し賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 田上松衛君。

〔田上松衛君登壇、拍手〕

○田上松衛君 政府提出の補正二案の採決を前にしまして、民主社会党を代表して反対の理由を明らかにいたします。

政府案の歳出内容は、災害対策費の追加と、生活保護費等の不足額補てんのほか、医療費改訂に伴う経費の増額、農産物補償改訂時期のズレに伴う必要経費の追加等、いわゆる事務的補正が主体でありまして、新規政策的な歳出補正は、わずかにオリンピック東京大会準備費の約八億九千万円と、炭鉱離職者援護対策費の約八千二百萬円の二項目にすぎません。私どもは、このような、ただ単に財政法を機械的形式

今次補正案の検討にあたって私どもがまず直感したことは、政策の推進と

もちろん、政府もこれに対応して、明年度の予算案では、生活保護基準の引き上げや、中小企業に対する財政投

今回の政府案は、昨年七月一日以来の診療報酬の改定に依じて必要経費を計上しておられるが、この問題の裏には、国民の側の治療費負担が同時に値上げされたという事実を伴っており、政府もこの事実を認めて、明年度度予算案では国民健康保険に対する国庫負担率を二〇％から二五％に引き上げておりますが、この程度では国保関係の

し過ぎております。この意味で、中小炭鉱近代化資金の貸付金の追加と、並びに産炭地域振興事業団の事業として、新たに火力発電所新設に着手するための準備経費といたしまして二十五億円を補正計上することが、时期的な緊要事であると考えるのであります。さらには、中小企業金融がいよいよ苦しくなっている現状にかんがみまし

○議長（松野鶴平君） 過半数と認めま
す。よつて両案は可決せられました。

昭和三十七年二月十六日 参議院會議録第九号 議事日程追加の件 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、以上三案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、以上三案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。水田大蔵大臣。

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように、政府は、国民の税負担の現状に顧みまして、昭和三十六年度の税制改正に引き続く税制の体系整備の一環として、昭和三十七年度において、中小所得者の負担の軽減を主眼とする間接税及び所得税の減税と、国、地方団体を通ずる税源配分の適正化を中心に、国税において平年度千二百億円の減税を行なうこととし、関係法律案の提出の準備を進めて参りましたが、通行税法の一部を改正する法律案等につき、ここにこれらの二法律案につきまして御審議を願う運びになったものでございます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案の概要について御説明いたします。第一は、中小所得者を中心とする税負担の軽減合理化をはかることとしたこととあります。すなわち、基礎控除及び配偶者控除を現在の九万円から十万円に引き上げるとともに、青色申告者の事業専従者について十二万円の控除限度が認められる年令区分を現在の二十五才から二十才に引き下げております。また、税率につきましても課税所得百八十万円以下の階層に適用される税率の緩和をはかるとともに、国と地方団体との間の税源配分の適正化をはかる等の見地から、所得税の収入の一部を道府県民税の収入として委譲いたしました。すなわち、道府県民税の所得割の税率を、課税所得百五十万円以下二%、百五十万円超四%の標準税率に改めることにいたしましたのであります。なお、この場合、所得税及び道府県民税を総合した負担が軽減されるように、さきに申し述べました所得税の税率の緩和のほか、所得税の税率において現在課税所得十万円以下の金額について適用される税率は、一〇%を、八%に引き下げる等、所要の調整を行なっております。また、道府県民税においては、昭和三十六年度の所得税と昭和三十七年度の個人の道府県民税との間における所得控除等の額の相違分について特別の税額控除を行なう

等、必要な調整措置を講ずることとしたのであります。

以上申し述べました控除及び税率の改正により、夫婦及び子供三人計五人の家族の場合を例にとりますと、所得税を課されない限度は、給与所得者につきましては、現在の約三十九万四千円から四十一万四千円に、青色申告者である事業所得者につきましては、現在の約三十七万四千円が三十九万四千円に引き上げられることとなるのであります。中小所得者の負担は、所得税、道府県民税を通じて相当程度軽減されることとなります。

第二に、中小所得者の生活の安定と貯蓄の増進をはかる見地から、生命保険料控除の対象となる生命保険料の限度額を、現在の三万円から五万円に引き上げるほか、退職年金については、法人税法の整備と相俟って、所得税においては、企業が従業員のために拠出した掛金に対して直ちに課税を行なわず、年金受給時に給与所得として課税する等所要の調整を行なうこととしたのであります。また、最近における生活水準の向上、消費支出金額の増加等を考慮して、寡婦、老年者等に対する税額控除を、現在の五千円から六千円に引き上げることとしております。

さらに、寄付金控除制度を創設し、教育または科学の振興等のための寄付金について一定の金額を税額から控除すること、文化功労者年金を非課税と

すること、昭和二十八年一月一日前から引き続き所有していた資産の譲渡所得及び山林所得の計算上控除する取得価額を、原則として同日現在の相続税評価額によるものとしましたこと。資産再評価法による再評価の制度及び再評価の課税を廃止すること、また、個人の資産の贈与等の場合で譲渡等に關する明細書等の提出があったときは、その贈与等の際には譲渡所得課税を行なわないこと、事業用の固定資産等について生じた損失は、原則として事業所得等の計算上の必要経費とし、その損失が災害による場合は被災事業用資産の損失として三年間の繰り越し控除を行なうこと、また生活に通常必要でない資産について生じた災害損失は、雑損控除の対象から除外して、災害を受けた年及びその翌年の譲渡所得計算上の損失とすること等、税制の整備合理化をはかることとしております。

第三に、非居住者等の課税につきまして、わが国の締結した租税条約との調整等をはかりつつ、非居住者がわが国で事業を行なう場合における事業所得の課税の要件を明らかにすること、わが国に事業を有しない非居住者の資産の譲渡による所得の課税について、不動産、企業支配的な株式の譲渡その他重要な資産の譲渡について課税するよりその対象を列挙する等の措置を講

ずること、昭和二十八年一月一日前から引き続き所有していた資産の譲渡所得及び山林所得の計算上控除する取得価額を、原則として同日現在の相続税評価額によるものとしましたこと。資産再評価法による再評価の制度及び再評価の課税を廃止すること、また、個人の資産の贈与等の場合で譲渡等に關する明細書等の提出があったときは、その贈与等の際には譲渡所得課税を行なわないこと、事業用の固定資産等について生じた損失は、原則として事業所得等の計算上の必要経費とし、その損失が災害による場合は被災事業用資産の損失として三年間の繰り越し控除を行なうこと、また生活に通常必要でない資産について生じた災害損失は、雑損控除の対象から除外して、災害を受けた年及びその翌年の譲渡所得計算上の損失とすること等、税制の整備合理化をはかることとしております。

第三に、非居住者等の課税につきまして、わが国の締結した租税条約との調整等をはかりつつ、非居住者がわが国で事業を行なう場合における事業所得の課税の要件を明らかにすること、わが国に事業を有しない非居住者の資産の譲渡による所得の課税について、不動産、企業支配的な株式の譲渡その他重要な資産の譲渡について課税するよりその対象を列挙する等の措置を講

ずる等、所要の規定の整備を行なっております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案の概要について御説明いたします。まず、ただいま御説明の際に申し上げました所得税及び法人税を通ずる退職年金に關する税制整備の一環といたしまして、法人税におきましても、所要の規定の整備を行なうことといたしております。すなわち、企業が、その従業員の退職年金の原資に充てるため一定の要件に該当する退職年金に關する信託または保険の契約に基づいて一定の掛金を拠出したときは、その拠出の際にこれを企業の損金に算入いたしますが、この場合、その従業員に対する所得税の課税が年金を実際に支給される時まで繰り延べられることは、所得税のところで申し上げたとおりであります。そこで、この繰り延べ措置に關連いたしまして、法人税においては、その課税延期に見合う一種の信託または保険の業務を行なう法人に対し、その退職年金積立金について千分の十二の税率による法人税を課税することといたしております。

以上のほか、所得税法における非居住者に対する税制の整備と並行して、外国法人がわが国において事業を行な

る場合にその事業所得に対して課税する要件を明確にし、また、わが国に事業を有しない外国法人の重要な資産の譲渡による所得の課税については、所得税法の改正と同様な措置を講ずることとしたしております。また、外国で設立した一定の子会社が納付した外国法人税額は、これをその親会社である内国法人が納めたものとみなして、その税額控除を行なうこととする等、所要の規定の整備を行なっております。

以上、これらの二法律案の趣旨につきまして御説明を申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 安井自治大臣。

〔国務大臣安井謙吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(安井謙吉君) 地方税法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と要旨を御説明申し上げます。

地方税制につきましては、累次に行なうた改正により住民の税負担の軽減合理化を行なうたのであります。最近の経済発展に伴い、国民所得の水準も向上し、地方税においても、自然増収が相当見込まれることになったことにもかんがみ、さらに、その軽減合理化をはかることが適当であると存するのであります。

ただ、地方財政は、経済の好況と財政健全化措置と相俟って逐次好転して参つてはおりますものの、地方行政水

準はなお低く、これをすみやかに引き上げていく必要もまた大きいのであります。したがって、地方税制については、このような地方財政の実態を考慮しつつ、住民負担の軽減合理化を実現するとともに、地方財政の自主性と健全性をさらに進めるため、税源配分及び税源帰属の適正化について所要の改正を行なうこととしたのであります。

これが、この法律案を提案するに至った理由であります。

なお、今回の改正による減税規模は、平年度四百二十二億、初年度二百七十三億であります。あわせて、国と地方団体との間に税源配分の適正化措置を講ずることとしたので、地方独立財源が充実し、平年度百五億、初年度八十二億円の増収となり、差し引き平年度において減収額三百十七億、初年度において減収額百九十一億円であります。

以下、法律案の概要について御説明いたします。

その第一は、大衆負担、中小企業者の負担の軽減合理化をはかるため、地方税の減税を行なうこととあります。すなわち、個人の市町村民税についてその税率の緩和をはかることを初めとして、事業税、料理飲食等消費税、電気ガス税、鉱産税等につき、その税率を引き下げないし負担の軽減をはかることとしたしております。

第二は、税源配分及び税源帰属の適正化についてであります。

別途所得税法の改正により、所得税と道府県民税の総合負担を軽減する方向で、所得税の収入の一部を道府県民税の収入として移譲を受け、道府県民税の所得割の税率を改正することとしたしております。なお、これと並行して、たばこ消費税の税率を二%引き上げ、その課税標準を合理化することも、法人事業税における分割基準を改善し、もつて地方団体間の税源帰属の適正化をはかることとし、あわせて入場税の地方譲与の制度を廃止することとしたしております。

第三は、税負担の均衡化の推進等、税制の合理化をはかることとあります。すなわち、住民税、事業税、不動産所得税、娯楽施設利用税、自動車税、固定資産税、電気ガス税、国民健康保険税等につき、その非課税の範囲、課税標準、税率等の合理化をはかることとしております。

第四は、固定資産評価制度の改正の準備措置を行なうこととあります。そのために、中央及び道府県に固定資産評価審査会を設置する等、所要の改正を行なうこととしたしております。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。

す。順次発言を許します。荒木正三郎君。

〔荒木正三郎君登壇、拍手〕

○荒木正三郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案に關し、若干の質疑をいたすものであります。

第一に指摘しなければならぬ点は、減税の規模が過小であるということです。政府は、三十七年度において、国税九百八十七億、地方税二百七十三億の減税をしようというのであります。これに対し、税の自然増収は、三十七年度、国税において四千八百億、地方税において二千億の巨額に達するのであります。この膨大な自然増収に対し、このたびの減税は、まことに粗末なものと言わなければなりません。物価騰貴に苦しむ国民にとって、焼け石に水とは、まさにこのことで、二兆四千億という大型予算の犠牲に供されたと言わなければなりません。(拍手)昭和三十六年度には七千億円の自然増収が確定だといわれ、三十七年度にはさらに五千億円の膨大な自然増収が、結局、租税負担の増加となつて、国民の上にかかってくるのであります。自然増収を国民に返そうとしないで、取れるだけ取り、しぼれるだけしぼろうとする池田内閣の冷たい政治が、如実に表れて

いると見るべきであります。(拍手)池田内閣は、所得倍増、高度成長と、大ぶろしきを広げておりますが、国民の生活は少しも楽にならないのであります。物価の騰貴を抑え、重税から国民を解放し、国民生活の安定をはかることこそ、目下の急務であると信ずるのであります。政府の諮問機関である税制調査会の答申を見ても、わが国の租税負担は、戦前及び諸外国の税負担の割合に比較して、なお相当に重いと云う結論を得たと報告し、さらに、国民所得に対する税負担の割合を二〇%程度に引き下げることを基本的な目標として、減税政策をとるべきであると述べているのであります。政府は減税を過小に圧縮したため国民所得に対する税負担は二・三%となり、二〇%ラインを大きくこえているのであります。もしかりに、この答申のごとく、租税負担率を二〇%にとどめるならば、さらに三千億円の減税が可能となるのであります。政府は、昨年来景氣調整策として金融の引き締め、設備投資の抑制等一連の政策をとつてきたが、一部産業界の要求に押されて増加財源の大部分を歳出に振り向け、大型予算を組んだところに、政策上の矛盾が出てきているのであります。これは所得倍増、高度成長政策そのものに無理があるのではないかと思われ、特に総理大臣の見解をお伺いしたいのであります。

第二の問題点は、今回の税制改正にあたって、租税特別措置に手を加えていないことである。現行の税法には、幾多の不均衡、不公平があることは、国民のあまねく知るところであります。その中でも、最も負担の公平を阻害し、しかも大資本本位に設けられた偏向減税、租税特別措置の存続は、池田内閣が独占資本に奉仕する典型的なものであります。これらの特別措置による減税額は、三十六年度予算ベースで一千万五百万円以上の巨額に達し、三十七年度はさらにこれを上回ることは必至であります。特別措置は、以前から整理合理化が強く要請されているにもかかわらず、依然としてこれを存置し、国民大衆に対する減税を過小に押えていることは、われわれの絶對に容認することのできないところであります。租税特別措置は、もともと時限立法であり、臨時的なもので、期限が来れば当然廃止されるべきものであります。政府も、大企業も、この措置が既得権のように思い込んでいてあります。租税特別措置を最も広範に利用しているのは、一部の大企業であり、数種の特別措置を合わせて利用しているため、課税所得は総所得の五〇％程度となり、したがって、法人税三八％といつても、実効負担は二〇％にも満たないのであります。特別措置の中で最も課税公平の原則を阻害しているといわれる利子所得に対す

る特例は、さらに延長されようとしております。類に汗して働く勤労者は、五人家族で非課税限度は四十一万円であるのに対し、配当所得では百三十三万円までが非課税となつてゐるのであります。かくのごとき、今回の税制改正の実態は、依然として、大法人や利子所得、配当所得という不勞所得者に対する恩恵を温存し、これを不当にまですることに貫かれてゐるのであります。この際、租税特別措置を大幅に整理することは、第一に、税制の上で大企業に対して不利な立場にある小企業の競争条件を改善することができ、第二に、減税規模を拡大し、景気の過熱化の税制的要件を取り除くことができる。第三に、税負担のアンバランスを是正できる。第四に、収益力のあつた大企業に対する隠れたる補助金、無利子融通を是正し、国家経費の配分を適正化することができ、あらゆる観点から見て、この際、租税特別措置に根本的なメスを加え、大幅に整理することが緊要であると思ふが、大蔵大臣の所信を伺ひたいのであります。

第三は、所得税の減税に關し、若干の質問をいたしたいのであります。政府は、中小所得者の負担の軽減を主眼とする間接税及び所得税の減税をしたといつておりますが、三十七年度における所得税の減税は四百三十八億円にすぎず、一方、地方税において所得税の一部を地方に移譲したため百八十一億円の増税となり、結局差引二百五十七億円の減税にすぎないのであります。これを、五人家族、年間所得五十万円の人について見ると、国税に占めて年間三千七百七十円の減税となり、地方税では九百九十一円の増税、差引二千八百六十円、一月当たりわずか百七十四円の減税にすぎないのであります。同じく年間所得三十万円の独身者について見ると、一月当たり百三十円となり、ピース三個の代金にすぎないのであります。今回の所得税の減税がいかに貧弱なものであるか明白であり、大蔵大臣は、大きな額で所得税の減税など言へた義理ではないと思ふのであります。わが日本社会党は、かねてから生計費には課税すべきでない主張して参りました。これはまた一般勤勞大衆の強い要求でもあります。総理府統計の示すところによりますと、昭和三十六年八月において、全都市消費世帯平均支出は、四・五五人で一月当たり三万八千七百二十二円、これを五人家族に直すと、月額四万二千五百円になるのであります。この数字は、その後の物価高で若干増加してゐると思ふますが、これが昨年八月における全都市標準世帯の実際の生計費であります。年額にすると約五十一万円に当たります。今回、所得税の改正で、標準世帯において、給与所得者に對しては三十九万円を四十一万円に、事業所得者には三十七万円を三十九万

円と、非課税限度を引き上げようとしてゐるのであります。わづかに二万円の引き上げでは、物価騰貴に苦しむ国民にとっては救済されないものであります。憲法二十五条は国民の最低生活を保障しており、少なくとも生活費に課税しない限度まで免税点を引き上げるべきである。総理の見解を特にたしたいのであります。

次に、地方団体の行政水準を高め、地方自治の健全なる発展をはかるためには、行政事務の再配分を前提として、国税、地方税を通ずる税の再配分を検討しなければ、抜本的な解決は困難であると思ふのであります。しかるに、今回の地方税の改正は、国税、地方税を通ずる根本的な改革に触れることなく、全く技術的な改正にとどまり、その上、道府県民税の増税、高級料理店に対する税の減免、入場税と税の廃止等、幾多の問題があります。

第一に、所得税の一部を地方に移譲したことは、地方の自主財源を強化する意味において一歩前進ではあります。が、道府県民税を百五十万円以下二・五、百五十万円以上四〇％の二段階の比例税としたため、現行の負担増減率は、給与所得者の場合、独身者十五万円の者は一五・〇％増、三十万円では二四・〇％増、五人家族の場合五十万円では八・二％、百万円では三〇・六％、二百万円では五・九％と、累減方向を示してゐるのであります。このことは、低所得者に重い税がかかつてゐることを示すもので、政府の言う中小所得者の負担軽減の趣旨に反してゐると言ふべきであります。

第二に、料理飲食税の問題であります。料理飲食税の減税は七十億円に達し、一連の地方税中第一位を占めてゐるのであります。このことはわれわれの理解に苦しむところであり、特に高級料理店に対してかような大幅な減税をいかなる趣旨で行なつたのか、自治大臣の説明を求めたいのであります。

第三に、所得税の一部を地方に移譲する見返りに入場税と税を廃止した点であります。地方の自主財源の強化が必要とされている現状において、入場税と税を廃止する必要はないと考へるのであります。むしろこの際、地方の自主財源を強化するために、交付税率とたばこ消費税を大幅に引き上げるべきであると思ふのであります。

自治大臣の説明を求めます。

明年度の地方財政計画を見ると、大幅な歳入増が見込まれ、その財政規模も、前年度に比し一九・五％の伸びを示す二兆二千八百五十億円に達し、一応財政的に余裕ができたように見えるのであります。その内容を検討すると、依然として独立財源に乏しく、地方独自に行なう単独事業は六百億円にすぎないのであります。特に昭和三十

対策に、わずかに百三十三億円しか見
積もられていない。この程度の財源措
置では、三年間に百二十万人も増加す
る高校生徒の受け入れ態勢を整備する
ことは困難と思われるのであります。

文部大臣は、一月二十四日の本会議に
おいて、高校生徒急増対策について、
八十万人は公立学校に、四十三万人は
私立学校において収容できるよう年次
計画を立て、三十七年度から具体的年
次計画を地方財政の面に移し、これに
対し起債及び交付税を、ひもつきで、
きちんと備えることに政府内部の意見
がまとまり、父兄に心配をかけないよ
うにしたいと言っておられるのであり
ますが、われわれは、文部大臣のこ
の言明を簡単に信用するわけには参ら
ないものであります。

第一に、私立学校に四十三万人収容
するといわれますが、この保証はどこ
にもないものであります。私学の経営は
漸次改善されつつあるとはいっても、
の、教員給与一つをとって見ても、公
立学校との間に相当な開きがあり、今
日経営困難を訴えているものが少なく
ないものであります。この私学の現状に
おいて、三年間に四十三万人の収容を
期待することは無謀といわなければな
りません。文部大臣はいかなる根拠に
基づいて四十三万人収容が可能と判断
されたのか、その理由を明らかにせら
れたいのであります。

第二に、地方財政計画に見込まれて
いる百三十三億円については、土地の
購入費が含まれていないと聞いている
のであります。土地なしで学校が建つ
はずがないので、これらは市町村ある
いは父兄負担でまかなおうとしている
のか、この点を明らかにしていただき
たいのであります。

第三に、高校生徒急増により、激し
い入試競争が起こることは必至であ
り、その結果、中学浪人は出る、寄付
の強制が一段と高まる等、大きな社会
問題が起こることが懸念されるのであ
ります。大臣は、これらの問題に関
し、どのように対処しようとするので
か、その所信をただしておきたいので
あります。

次に、自治大臣にお尋ねいたします
が、
第一に、今日の都道府県の財政状態
で高校生徒急増対策が完遂できるとお
考えになっているのかどうかという点
であります。知事会議の決議を見る
と、高校生徒急増対策に必要な経費は
一千二百億に達し、向こう三四年間
にこれらに必要な施設を整備すること
は、都道府県の財政の事情ではとうて
いその負担にたえることは不可能であ
るといっているものであります。この経
費は臨時的な支出であり、経常的な経
費に追加されるので、地方団体の財政
事情を大きく圧迫することは言を待た
ないところであります。この負担増が

将来にわたって地方財政の悪化を招
き、地方財政の健全性が大きくそこな
われることを懸念するものでありま
す。地方財政の健全性を維持する立場
から見ても、国庫補助の措置を講ずべ
きであると思うのであります。自
治大臣の所見を伺いたないのでありま
す。

第二は、三十七年度地方財政計画に
百三十三億円組んでいるが、三十九年
年次計画の上に立つて組まれたもので
あるかどうか、その年次計画の内容を
明らかにしていただきたいのでありま
す。

最後に、池田総理にお尋ねをいたし
ます。池田総理は施政方針演説におい
て、文教重視の政策を国民に約束せら
れ、国民はその具体的な発展を注目し
ているのであります。文教の振興は、
まず第一に教育財政の確立が基本であ
ると思うのであります。教育財政の確
立なくして何の教育振興ぞと言いたい
のであります。(拍手)今日、地方団体
は教育費の確保のために非常な熱意を
もって努力しておるのであります。が、
今日の財政事情ではその負担にたえ切
れないというのが現状であらうと思わ
れるのであります。自治省が昨年十二
月に提出した資料を見ても、税外負担
は昭和三十五年度において三百五十四
億に達しておるのであります。その
うち七〇%、二百五十億が教育費で
あることを見ても、この間の事情を物

語っているものと思われれます。教育予
算の確保の道は、大幅な国庫負担以外
に方法がないと考えられるのでありま
す。八割国庫負担、二割地方負担こ
そ、教育財政確立の道であると思うの
であります。総理はこの際、教育
財政確立のための根本的な検討を加える
意思があるかどうか、その所信をただ
しまして、私の質問を終わることにい
たします。(拍手)

〔国務大臣(池田勇人)君登壇、拍手〕
御質問は、第一点が減税の規模と免税
の引き上げでございます。御承知の
とおり、われわれは過去十二年間、例
外はございしますが、ほとんど毎年減
税をいたしまして、中央、地方を通じ
まして、ここ十二年間に一兆円以上の
減税をいたしております。どこに国に
もこんな減税をした国はない。私は減
税は政治の一つの根本——大きい目標
であると考えまして、常に減税を行
なっておるのであります。しこうし
て、今回の減税は小規模だ、あるいは
高度成長に無理がある、こうおっしゃ
います。が、高度成長があつたからこそ
減税ができるのであります。この点は
各国の例をお調べになつてもよろし
い。私は、減税には力を入れておりま
すが、減税ばかりが政治じゃござい
ません。やっぱり社会保障制度の拡充
とか、あるいは文教の刷新とか、ある
いは災害その他に対します。国土保全

等々、国のやらなければならぬ仕事は
あるのであります。したがって、減
税ばかりというわけにはいきませ
ん。社会保障制度の拡充、今お話にも
ありました文教制度の刷新向上、これ
が必要でございますので、彼此勘案
いたしまして、私は、今年中央、地方
を通じて千二百億円の初年度の
減税、平年度の千五百億円で、がま
んすべきと考えておるのであります。

しかも、この、中央、地方を通じてま
して千二、三百億円の減税は、過去十
年間はほとんど例のないほどの減税で
ございます。高度成長のためものと私は
考えておるのであります。また、免税
の引き上げにつきましても、今年だ
けをのぞいたら、年々減税のペースが
ゆるやかになつてまいりました。十
年前の免税点は幾らであつたか。そし
て、おとしと今とを比べたらどう
か。おとしは三十二万円程度のもの
だ、今は四十万円、九万円近くここ一
年半に上がつておるのであります。こ
れを考へますと、免税点の引き上げも
相当行なわれておることがおわ
かりいただけると思ひます。

次に文教政策につきまして、教育財
政の確立を主張される。私も教育財政
の確立は意を用いておるところであり
ます。文教政策は、施政演説で申しま
したように、まず、第一に教育内容の
改善、そして教育施設、三に教育の
機会均等、こういふのでやつてい
るのであります。私は、この教育財政の確

立補充をはかるために、国の財政におきましてはもちろん、最近地方の財政も、お話のように、よほどよくなりつつありますから、国と地方と力を合わせて教育の拡大をはかっていきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 租税における特別措置は、これは御承知のように、政策的な必要とその効果を常に検討して、改廃すべきものだろうと思っております。で、三十六年度におきましては、税制調査会にこの問題の全面的な検討をお願いして、昨年、三十六年度において大幅な整理をしたことも御承知だと思います。これによりまして、三十一年から今日まで整理した減収額を見ますと、昭和三十七年度の予算ベースで換算しますと一千六百億円程度になっており、昭和三十七年度における租税特別措置による減収額は約一千七百億円と見込まれますので、大体半分の整理を終えたことになろうと思えます。で、もちろん、今後もこの検討を行なうて、新設改廃いたすつもりでございますが、御承知のように、最近では低開発地の開発とか、あるいは新産業都市の建設とか、中小企業の団地造成とか、やはり新規の特別措置を要する事項が非常に多くなっておりまして、このように必要なものの新設はやるかわりに、従来の措置において期限の

も相当思い切った減税になっているのじゃないかと考えます。(拍手)

〔国務大臣安井謙君登壇、拍手〕

○国務大臣(安井謙君) 地方税の部分についてお答え申し上げますが、大體、国と地方団体との間の財源調査につきましては、長くいろいろとぜひ必要だということが言われております。今度の税制改正を機会にそのある程度の促進をいたしたわけでございまして、今、県の住民税について比例税率を採用したのは、これは不合理じゃないかという御質問でございますが、この比例税率を採用いたしますことに

よりまして、地方団体間の貧弱府県の団体には、非常に有利な財源措置に相なっております。しかもそれは、今度の減税は、先ほど御説明になりましたように、所得税との総合減税でございます。総合的な観点から見ますれば、依然としてこの低所得者に大幅な減税ということになっておることは間違いないと思えます。

なおそれに関連いたしまして、たばこの税率の一部移譲及び事業税の配分基準の変更、こういったような関係によりまして、国と地方だけじゃなくて、地方団体同士の財源調整も相当に今度は進めたつもりでおります。

入場税をなぜやめたか、こういうお話であります。御承知のとおり、入場税はもとより、現在は国税でございますが、単に譲手を受けておるという

程度の税で、これは地方税源としては非常に強固なものとも言えませんが、だんだん先細りの税であることは間違いないのでございまして、この際、所得税の一部移譲を引きかえにこの譲手の制度をとりやめたわけでございまして。

なお飲食税につきましては、御承知のとおり、従来これが場所別、業種別の課税標準をとっております。しかし、これは徴税技術の上からも非常に困難であるといったような点から、これは価格制度に直したわけでござい

す。高校対策の財政につきまして、今後地方団体がやっていけるかという御質問でございますが、これはなかなか財政政としては大事な問題であることはよく承知しております。現在のこの計画総額、施設費五百五十億、このうちの三十七年度の百五十四億分につきましては、本年度については国庫の補助起債及び交付税の特別な基準による配分、これによってこの事業遂行はできるものと考えております。土地につきましては別途、これは起債等の別途処置を考へるつもりでおります。

〔国務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。

第一点は、高校の生徒急増に対して政府で考えておる対策は十分でないじゃないか、あるいは知事会議の意向とも食い違いがあるじゃないかという意味で、御心配なようなお尋ねであったと思ひます。先日も御指摘のように、この議場で申し上げましたとおり、高校生徒の急増百二十万人と推定をいたしまして、そのうち八十万人を公立高等学校で、残り四十万人を私立高等学校で収容したい。その事業量は金額で申し上げますと約五百五十億円余りにはなろうかと考えられます。これに對して、知事会議では三倍近い経費が必要と言っているという御指摘でございますが、その点は、たとえば学校を建てます用地につきましても、知事会側では増加分に對しても土地が要るような計算をされておたり、あるいはまた進学率等につきましても幾らか見解の相違がございします。さらに工事の単価、土地の単価等についても幾らかの相違がございしますことが、知事会とわれわれの推計との相違点でございます。先日来の知事会議でその点は大体了承してもらったような次第でございます。

そこで、それに対しまして、全体計画はそうでございますが、当面、三十七年度としては、これまた先日申し上げましたとおり、また御指摘もございまして、これは産業教育振興分、あるいは工業

高校に対する普通校舎に対する補助金でございますが、それが十三億円、それに起債の特例ワク五十億円、御案内のとおりであります。地方交付税を九十一億円と予定しまして、地方交付税法の改正のもとに、特に高校急増に対してこれが振り向けられるような措置を講じようというわけでありました。

ついでながら、用地分の財源措置がないじゃないかという御指摘でございますが、これは特別に、五十億円の起債ワクの中ではございせんけれども、二千数百億円に上る起債ワクの中で、弾力的な運用のもとに、約百八十万坪と想定される用地購入のための財源措置を考慮されておるのであります。その金額は、具体的問題が進行しませんとちよつと推定が困難でございますが、私どもだけの立場で一応推計しましたものは約四十億円でございます。ただし、今も申し上げますとお

り、中には国有地が振り向けられ、また公有地がこれに充てられる、あるいは個人でも篤志家があつて土地を寄付されることもあり得るわけでございます。それから、実際金額はもつと下回らうかとは思ひます。その意味で自治省との間に具体的金額の協定はございせんけれども、閣議決定でもつて坪数だけは百八十万坪を必要とするという閣議決定をしておるわけでございます。そういう措置のもとに、合計いたします

と百五十四億円プラス用地分アルファと相なります。御指摘は百三十三億円というところでございしますが、実質地方負担になります金額は、御指摘のとおり、そのほかに補助金等を加えますと百五十四億円の事業量で、今までの進捗率を十分に維持するだけの高校急増対策はでき得るものと存じておる次第でございます。

次に、私立学校の高校急増対策四十万人を予定しておるようだが、財源措置等、はたして十分かどうか心配だというお話でございました。結論から申し上げます、十分とは申しかねる面もございせんけれども、大体において私学でこれだけのものを引き受けてもらえそうに考えておるのであります。それは、収容計画として、現在私学が持つております施設の中に収容してもらふ員数を十三万人と予定いたしております。校舎の新築増築等によりまして約三十万人を予定いたしております。この經費につきましては、私学振興会からの長期低利貸付、御承知の貸付であります。国庫補助金若干、都道府県の助成及び自己資金でまかなつていきたいと考えておるのであります。三十七年度の財政措置として、約四十億円の資金が要ろうかと思ひますが、その内訳は、私学振興会からの融資約十六億円、国庫補助金、産業振興法に基づく分でございます。

すが、国庫補助金約二億七千万円、都道府県からの助成約十億円、そのほか私学の自己資金によつて事業量約四十億円をまかなつて、とにかく三十七年度に対処すべき措置としては十分であるかと存じております。

最後のお尋ねは、高校の生徒が急増していくならば、今後いわゆる入学難か試験地獄が起るのじゃないか、心配だという御指摘でございます。この点につきましては、今まで申し上げたことで御理解いただけたらと思ひますが、従来の進捗率は維持する建前で、以上申し上げました措置をいたします限り、特に入学難あるいは試験地獄などというところは起らないと考へるのであります。現に、今日までの最近の高校の入学状況、入学志願者対入学者の比率を見ますと、九七％入学をいたしております。この程度の入学率は確保できるものと思ひます。ただ現実には、有名校に志願者が殺到しますために、御指摘のような入学難、試験地獄等の様相を呈しますけれども、これは生徒本人の考え方、あるいは先生方の進路指導、さらには家庭における指導、そういうことと相待ちまして、特別にたいへんな入学難が起るということは避けたいことでございします。また避け得るものと考へておる次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 永末英一君。

〔永末英一君登壇、拍手〕

○永末英一君 私は民主社会党を代表いたしましたして、税法改正三案に対して質問を行ないます。

これら三案とも、総理が施政方針にうたわれました減税の実体の一部を示すものであります。確かに今回の税制改正によりまして、国税は九百八十七億円の減税になりました。ところが、それだけ国の収入は減るかと思へばそうではなくて、逆に三十六年度の当初予算額に対しては三千七百七十二億円の増加となつております。つまり、これだけ国民のふところから税金が、昨年の計画に比較して、よけいに取られるというところは事実であります。政府が減税といふのは、国民にとって増税である。まことに世にも不思議な物語といわなければならぬと思ひます。政府は、税法上の減税をいたしたというのでありますけれども、しかしそれは、たとえば給与所得につきましては、三十六年度に比べて賃金水準六・一％の上昇、雇用四％の増加、また個人営業所得九％増加、法人所得四％増加を見込み、さらに消費者物価は総合指数で八％も上昇するであろうとの予想の上に組み立てられた数字であります。国民の側からすれば、税法上の減税というよりなものは、経済水準の向上に伴つて行なわれるべき調整にすぎないものであつて、こんなもの

に対して減税というよりな名が与えられないのが当然ではないかと感じられるのです。国民は、日常生活の中で支払われる税金が自分に与える痛さの度合いで、減税かどうかを判定する、これが庶民の感覚であります。

国民の側に立つとき、私は以下に述べる理由によつて、この三案は減税を意味しないと断ぜざるを得ません。

第一は、国税、地方税を合わせた租税負担率が年々大きくなつてきているという事実であります。それは、三十四年度一九・八％、三十五年度二一・五％、三十六年度は、当初二〇・七％が結局二二・八％が見込まれる。さらにこの案で示されておりますように、三十七年度はすでに二二・二％であつて、政府の連年の手口から考えますと、おしまひには二三％をこえるであろうという勢いがあります。こうした政府のやり方が、毎年、年度末の揚超期に入りますと、ことしもさうであります。金詰まりを生じさせ、このために政府は買ひオペをやらなくちゃならぬというやうなことであります。租税負担率をこのように毎年引き上げながら、これを減税だといひ言ひ得るかどうか、この理由をひとつ明らかにしていただきたい。

第二は、所得税の課税最低限がきわめて低く、負担が高いという問題であります。政府は、今回の税制改正で、中小所得者の負担を減じたと言ひので

ありますが、とんでもないことだと思
います。政府の説明によれば、課税最
低限は、夫婦子供三人の標準世帯で、
給与所得者は約三十九万円から四十万
八千円、専従者のいない事業所得者は
約三十万円から三十一万五千円に引き
上げられたといふ。しかし、月に
いたしまして千三百円から千四百円程
度の軽減というものは、これは見込ま
れる物価の値上がりで消しとんでしま
う程度のものであつて、これに対し
て、相当程度軽減されたと言ひのでご
ざいますから、政府の心算には毛が生
えていると言わざるを得ないと思ひま
す。戦前の昭和十年ごろ、同じ標準世帯
では、現在の金額に引き直して年収六十
六万円まで免税でありました。また、
百二十万円まで免税のアメリカや、八
十万円まで免税の西ドイツ、七十三万
円まで免税のイギリスなどと比較いた
しますと、この課税最低限といふもの
は、まだなおきわめて低いと言わざる
を得ない。大体シャープ税制以来、大
衆課税によつて資本蓄積を強行してい
るようでは、口で福祉国家なんぞ言ひ
ましても、とうていできるものではな
いのであります。「わかつちやいるけ
どやめられない」というのでは、国民
は「涙が流れないように」上を向いて

歩こう、こういう工合な気になるの
は当然じゃないですか。いわんや税源
配分の適正化といふことを名にいたし
まして、所得税を払っていない多数の
国民にまで府県民税の増徴を行なう
としてゐる。一体、府県民税で今度と
られようとする比例税率は、説明はご
ざいましたが、上に軽く下に重い負担
になつてゐるということは、これは幼
稚園の子供でも知つてゐることであ
ります。一体、こういうことで中小所得
者に減税をしたと言へるかどうかとい
うことを伺ひたい。

第三は、政府自慢の所得倍増計画
が、国民に対して増税の押しつけにな
るといふ問題であります。所得倍増計
画は、大資本に対する設備投資を中心
に強行され、この方面における経済成
長の大きな伸びのために、国民所得
が、全体として、ならして伸びたかの
ような感を与えます。しかし、一般の
国民に与えられたものは、財政膨張と
金融の偏向による、から景気の風に吹
きまぐれた生活困窮の欲求不満であ
ります。生産力増加が国民すべてのふ
ところのふくらみになるには時間がか
かります。いやまた、日本経済の構造
が、所得倍増なんか関係ないわと嘆か
せる多数の国民を存在せしめてゐる事

実を忘れてはならないのであります。
改正税制は、所得倍増計画が生み出す
このような国民生活の格差に一体対応
していられるであらうかどうかを、わ
れわれは疑ふものであります。さら
に、税制調査会でも検討されましたよ
うに、所得が一〇％伸びれば、標準世
帯の給与所得者で、所得五十万円の場合、
所得税は実に四八・二％増加する
といふからくりになつてゐるのが、現
行税制です。改正案でもこの点は一向
は正されておられません。しかも改正案
は、事業所得者は来年度九％程度所得
が増加するものと見込んで作られてい
るものであります。一般の事業所得
者が、ふえもしない所得を押しつけら
れて、減税どころか、増税に泣くこと
がないと政府は保証することができ
かどうか。基礎控除のわずかな引き上
げだけで問題は解決いたしません。税
率の改定といふことが私は問題であ
らうと思ひますが、以上三点について総
理からお答え願ひたい。

もともと税金といふのは国家権力に
よる国民からの収奪であります。した
がつて、何よりもせめて公平の原則だ
けは豊かに買ひたいだかと思ひ
ます。ところが、政府の、税制を武器
として資本蓄積をやろうといふやうな
やり方は、そのしわを中小所得者に寄
せてきてゐることは、だれしもが認め
るところであります。このやり方が
まだ是正されてゐない。国民の目から
見れば、政府は税負担の公平の原則を
守る熱意がないのではないかと断ぜざ
るを得ないのであります。以下それを
明らかにしていきます。

第一は、資産課税をなぜ考えないか
といふことであります。日本経済は底
が浅いと申しましたが、近年の成長は
目ざましいために、国民の中には、そ
の成長のおかげで、きわめて高額所得
を得るものが生まれて参りました。
通常これらの所得には、利子、配当、
賃貸料、譲渡益などの資産所得が主要
な部分を占めております。課税の公平
を期そうといふのであるならば、こ
に課税しなければならぬといふのは、
だれでも思ひつくところでございま
す。この所得課税の補完税として資産
課税を考へるべき段階にきておるとわ
れわれは思ひますが、一体、政府はどう
考へるか。この点について今すぐ手
打たなければならぬのは、土地価格の
暴騰に対してであります。土地価格の
法外な騰貴が信用の大膨張の原因とな
り、また国民の社会生活の全般に大き
な不安定感を与へてゐることは、だれ
しも知つております。日本ほどではな
い西ドイツですら、この一月から、宅
地を買つて一年以上住宅を建てない場
合には二〇％の税を課するといふ対策
がとられてゐる。政策のこの件に關す
る対策は今まきに行なわなくてはなら
ぬ喫緊の要務であると、われわれは考
へる。もちろん、税制だけで土地価格
の急騰を抑えられるとは、われわれも
考へられません。しかし、税制の上で
も何も考へてゐないといふのは一体ど
うしたことか。この点に対する総理、
大蔵大臣の返答を聞きたい。

第二は、各種所得間の負担のバラ
ンスが十分とれていないといふ問題で
ございまして、たとえば、利子所得は分
離課税などによつて保護され、高額に
なればなるほど他所得に比べてきわめ
て安くなつてゐる。配当所得も税率が
軽減されてゐる。株式譲渡所得の中に
は非課税のものすらある始末である。
租税特別措置なるものを一年延ばしの
するするべつたりにして、これを既得
権化しておいて、一般勤労国民に高い
税金を納めよ納めよなんて強要するこ
とは昔の悪代官のすることだと大蔵大
臣はお考へになりませんか。

第三は、個人企業と法人企業とのバ
ランスの問題についてでありまして、

個人企業の場合、所得額決定に至るまでの税務取り扱いの実際には問題があるものであつて、出てきた所得の数字だけで個人と法人間の差はなくなつたなどというのは、これはまあいけば手前みそに近いものではないかとわれわれは考えます。たとえば、専従者控除につきましても、専従者に人間らしい生活を保障し得る程度に大幅にこの控除を引き上げる必要があるとわれわれは考える。この点について一言言わなくちやありませんのは、中小企業等協同組合法によりまする企業組合の取り扱いについてであります。政府のよう

に、個人でなければ法人、法人でなければ個人という、しゃくし定木のやり方では、企業組合は死んでしまひます。働く事業者と従業員の人的な結合体として企業組合の特殊な地位を税法上認めて、これを取り扱つていくという態度が必要だと思ひますが、大蔵大臣はどうお考えですか。

第四は、法人間のバランスの問題です。大体、法人税率を比例税率にしてゐるというのは、大法人保護の本質を露呈したものでありまして、小法人にはわずかな軽減税率を与えて、あめをねぶらし、大法人には租税特別措置で山海の珍味を食べさせるといふような

やり方は、どうも賛成いたしかねる。重要外国技術使用料課税の特例、重要財産の免税、異常危険準備金、重要機械類の輸入税免税などの産業政策を理由にして、大法人に与へてゐるこゝうの特典を廃止して、これら法人税率に段階を設けるといふことのお考えについてお伺ひいたします。

もともと、地方税法は地方団体の財政を安定させるための主軸となるべきものであります。ところが、自民党政府の行なうところ、行政事務は混濁され、地方団体は中央政府の下請と化してしまひ、その独立財源は極度に圧縮され、金の鎖で中央統制に地方団体を服従させようとする、こゝういふやり方は、私は民主化に逆行してゐると言わざるを得ません。

第一の問題は、税源配分の合理化といふことを言つて府県民税を増税して、これで地方団体に強力な安定した財源を与へたと云うのでありますが、これは責任転嫁もはなはだしい。中央が税をとり過ぎてゐるから地方財政が貧困である、これが原因です。所得、法人、酒三税を源とする交付税の大幅引き上げ、たばこ消費税の大幅引き上げこそ、地方団体に安定強力な財源を与へるものであると思ひますが、大蔵、自治両相は一体どう考えるか。

第二は事業税。これは事業所得者のみが負担する二重課税であることは明らかであります。今回の改正も、この点を考慮して少し負担率を下げました。が、「五厘負けとけ、気は心では、国民は満足できません。国民のふところは一つです。事業税については軽減ではなくて撤廃の方向をとつていただきたい。

第三は電気ガス税。これは戦争直後の経済困難なとき、電気やガスを与へてゐるのが恩恵に感ぜられたときに設けられた税金であります。今や全く事態は一変いたしております。これがまた一般国民に対する二重課税で、撤廃すべきであるとわれわれは考えるが、どう考えるか。

第四は、料理飲食等消費税において、外国人利用者に減免の特別措置を今まで講じてきた。大國意識過剰とも見える池田總理を中心とする現政府は、よもや、こんなお追従的なやり方を続けようとは思ひませんが、こゝういふ種類の税金のある外国では、内外人に区別なく領収しておるのは、外国で金を払つた経験のある者ならだれでも知つております。もうやらないと聲明していただきたい。

第五で最後ですが、自動車税。交通状況からすれば、段階をつけるなら、ホイールベースなど車の大きさを考えるべきであつて、気筒容量で区別すべきものではありません。貿易自由化を控え、国内における自動車産業の前途を考えて、高速道路ができるということに、この国内産自動車税の減税と気筒容量による区別を撤廃することが必要であると思ひますが、その意思があるかどうか。これらの点について自治大臣に伺ひたい。(拍手)

いいと思ひますが、租税というものは公平ばかりではいかぬ。国民経済をどう持つていくかということも租税の大きい原則でございます。基本でございます。そうしてまた、租税というものは国民経済と公平だけでいいか。やはり徴税の原則を考えなければいかぬ。これは、財政学上、租税学上みな言つておるわけです。公平だけで租税の議論はできません。したがつて、公平が租税の根本でございますが、公平を保ちながら国の経済の発展と徴税の便宜を考えなければいかぬ。したがつて、お話の資産課税、いろいろ私は財産税を立案したこともございまして、あるいはいろいろな資産課税を立案したことあるのでもございまして、公平ばかりではいかぬ。完全に公平に徴税できるかという問題が非常にむずかしい問題でございます。したがつて、今のお話の土地に對しまして、ドイツなどでは、昔、増価税をやつておりました。われわれもそれを計画したことがございます。あるいは空間税というものがございまして、あるいは不動産取得税もございまして、しかし税を課税することによつて、かえつて土地が値上がりする場合もある。こゝういふ点をよく考えないで、一がいに公平は

かりでは租税行政というものはできません。われわれは、むずかしいからといって、ほっておくのじゃございませぬが、いろいろ今考えておるのでございます。その他につきましては関係大臣から申し上げます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) すでに総理からお答えがございましたが、資産所得に対する御質問がございました。

で、資産家層に対する課税が甘いというようなことでございましたが、御指摘のような、たとえば配当所得については配当控除制度がございまして、これは法人税との二重課税を排除するという意味の調整措置でございまして、これは特別に資産家所得の優遇措置でございませぬ。また利子所得にしましても、貯蓄増強の必要から特別措置をとっておるだけでございます。特にこれは資産家に対する優遇措置ということではございませぬし、株式の譲渡所得の非課税も、今お話がございましたように、技術的に非常にむずかしい。したがって、有価証券の取引税というものを設けて、一方非課税にする。で、取引における、譲渡における損失が出た場合も他の所得から控除し

ないというような措置をとっておりませんが、こういうふうには、特にこの資産所得を優遇しておるといふことはございませぬが、大体この日本の税法は、御指摘のように高度の累進構造になっておりますので、一般的に資産所得は普通所得のより上積みであるというふうに見られて、高い税率をかけられておるといふのが現状でございます。で、特にその上に、特別な資産所得税というようなものをこしらえる必要は私はないのではありませんかと思っております。

それから、土地の値上がりについての問題ですが、先ほど総理からもお話のとおり、私ももうすいぶんこれは研究しました。いろいろ税によって抑える方法があるかということの研究しておりますが、問題は宅地の絶対量が不足しているということから来る本質的な問題を持っておりますので、もし、そうだとすれば、土地は今売り市場になつてゐるのが現状でございますから、税をかけたならば税は必ず需要者に転嫁されてしまふ。上がつてしまふ場合のほうが多い。そうしますというところ、土地の価格を抑えるという方策として、税制だけを先行させるということとは、これは適当ではないと思つたので、

結局、地目交換について、今農地を簡単に転用できないとか、いろいろなまだ問題がございしますので、そういう総合的な措置の一環として考えるよりほか仕方がないのじゃないかと思つております。

それから企業組合の課税の問題がございしましたが、現在は普通法人の軽減税率である三三%の税率を主として適用しておりますが、これは実態的に見て、一般の中小企業である法人と同じでございますので、もし企業組合だけに特別の税制措置をとるといふことになりますと、一般中小企業である法人との不均衡を生じてきますので、これもなかなかむずかしい問題だらうと思つたので、

それから大法人と中小法人についての御質問でございましたが、中小法人については三十六年度の税制で、御承知のように、留保所得課税を軽減するとか、中小企業用の設備にかかる耐用年数において、大企業の耐用年数の平均を上回つた特別の優遇措置をとつておる。また、中小企業の合理化の機械については、特別償却の期間拡充をやりました。大企業との区別をつけておる。そういういろいろの税制改正を昨年来やつてゐるところでございまして、

て、明らかに私どもは中小法人のほうに有利になるような税制を考慮しております。

入場税のお話でございましたが、これはもう一向伸びる見込みの少い、伸張性のない、また安定性のない今税金でございますので、これは国が引き取る。そして、安定性、伸張性のある税金と置きかえるというところは、地方財政の健全化のために非常にいいことだらうと考えて、それにあわせて、今度は、たばこ消費税の率の引き上げや、地方交付税の引き上げをやるといふ措置にあわせて、今回の税制改正によつて地方財政がマイナスになるといふ措置には絶対ならぬものであるというところを御承知願ひたいと思つたので、(拍手)

〔国務大臣安井謙君登壇、拍手〕

○国務大臣(安井謙君) 府県民税の標準税率を採用することによつて、所得税を払っていない階層に税額負担が増すのじゃないかという御懸念であります。これは決してそういうことはいたしません。そういう場合はすべて税額を控除いたしまして、従来より負担になることはないことは、はっきりいたします。また、交付税、たばこの税率についてもつと上げると、こういうお

話でございまして。なるほど多々ますます弁すではございますが、交付税につきましたは、御承知のとおり、今回も実質上〇・四%上げまして、しかも、臨時交付税率を普通交付税率へ繰り入れまして、安定したものにいたしております。たばこも今回久しぶりに二%を繰り入れたわけでありまして、将来伸びる税源でありますし、今回はこの程度が適当なものであらうと心得ております。

事業税は、法人税あるいは所得税とダブるような性格だから、廃止したらどうかというお話でございしますが、事業税の性格はちよつと違ふと思つた。これはやはり事業と地方団体との応益関係というのを見て、事業自体にかけておる税でございまして。したがって、その事業税は経費の上からは損金に計上するといふような措置もとられておるので、むしろやめるつもりはございませぬが、だんだんと中小企業の関係の事業税率は毎年々々低減をいたしているわけでございまして。

自動車税も同様に、大きなあるいは気筒の種類を標準にして、税制の合理化をやつたのであります。

電気ガス税をもつと下げろというお話——(全廃だと呼ぶ者あり)これは

原則的には賛成でございます。総理も実はそういう御希望を持っておられるわけでありまして。ただ、地方財政の特に貧弱な市町村——むしろ町村におきまして、これの占める比率が今日は強いものになっているので、これは今全廃ということに参りません。漸減の方針でただいまやっているわけでございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長高野一夫君。

審査報告書

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年二月十三日

社会労働
委員長 高野 一夫

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、炭鉱離職者をはじめとする労働力の流動化を積極的に推進するため、雇用奨励金の支給及び労働者のための労働者住宅、その他福祉施設の設定等に必要な資金の貸付けを図ろうとするもので、妥当な措置であると認めらる。

二、費用

この法律施行のため必要な経費は、六十八億二千七百九十四万七千円で、昭和三十六年度一般会計予算補正(第二号)及び昭和三十七年度一般会計予算にそれぞれ計上されている。

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年二月九日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長松野鶴平殿

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案
炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
正)

第一条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の

一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 公共職業安定所の紹介により炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

第二十三条第二項中「前項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」を「前項

第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号の二及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務は、前項第一号から第三号まで及び次の各号に該当する炭鉱離職者について行なうものとする。

一 当該離職後新たに安定した職業についたことのないこと。
二 昭和三十六年十二月三十一日において炭鉱労働者又は炭鉱離職者であること。
第二十五条第二項第一号の次に次の一号を加える。
一の二 雇用奨励金の支給基準及び支給方法
第三十五条中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改める。
第三十六条中「及び第二項ただし書」を「第二項ただし書及び第六項」に改め、「第四条第二項」の下に「第十九条の二第一項」を加える。
第四十一条中「公共職業安定所」を「職業安定事務所、公共職業安定所その他の職業安定機関」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「(第十九条・第二十条)」を「(第十九条・第二十条)」に改める。

第十九条第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「又は地方公共団体」を「地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものに」、「同項」を「第一項」に改め、「試験」の下に「又は公共職業訓練に準ずる訓練」を加え、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項に規定する業務のほか、労働者の雇用を促進するため、移転就職者を雇い入れる事業主その他の政令で定める労働者の福祉を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なう。

第十九条の次に次の一条を加える。
(金融機関に対する業務の委託等)

第十九条の二 事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対して、前条第三項に規定する業務の一部を委託することができらる。

- 2 前項の規定による労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。
- 3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下第三十三条及び第三十九条において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 第二十條第一項中「前条第一項」を「第十九條第一項及び第三項」に改める。
- 第二十六條を次のように改める。
- （借入金及び雇用促進債券）
- 第二十六條 事業団は、労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は雇用促進債券（以下この条において「債券」という。）を発行することができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 事業団は、労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第二十七條中「第一項」の下に「及び第三項」を、「業務に要する費用」の下に「（同項に規定する業務を行なうために必要な貸付資金を除く。）」を加える。
- 第三十三條第一項中「事業団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、同項に次のただし書を加える。
- ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。
- 第三十四條中「公共職業安定所」を「職業安定事務所、公共職業安定所」に改める。
- 第三十七條第一項第一号中「第四條第二項」の下に、「第十九條の第二項」を加え、「若しくは第二項ただし書を」、「第二項ただし書若しくは第六項」に改め、同条第二項中「第四号に掲げる業務」の下に「又は同条第三項に規定する業務（労働者住宅の設置又は整備に要する資金の貸付けに関する業務に限る。）」を加える。
- 第三十九條中「事業団」の下に「又は受託金融機関」を加える。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中炭鉱離職者臨時措置法第四十一条の改正規定、第二条中雇用促進事業団法第三十四条の改正規定及び附則第六項の規定は公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から、第一条中炭鉱離職者臨時措置法第三十六条の改正規定、第二条（雇用促進事業団法第三十四条の改正規定を除く。）及び附則第五項の規定は昭和三十七年四月一日から施行する。
- 2 雇用奨励金は、昭和三十七年一月一日からこの法律（前項ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。）の施行までの間に改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第三項に規定する炭鉱離職者を雇入れた事業主に対しても、支給することができる。
- 3 改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第三項の規定は、同条第一項第二号の手当の支給については、昭和三十七年一月一日から適用する。
- 4 改正前の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第二項各号に該当する炭鉱離職者であつて、昭和三十七年一月一日からこの法律の施行までの間に職業訓練を受けたものに対する同条第一項第二号の手当の支給については、改正後の同条第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職業訓練を修了するまでは、なお従前の例による。
- 5 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
- 第五條第六号ノ十一ノ五中「第十九條第一項」の下に「若ハ第三項」を加える。
- 6 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
- 目次中「第三款 婦人少年室（第十七條の二）」を「第三款 婦人少年室（第十七條の二）」「職人少年室（第十七條の三）」に改める。
- 第十四條中「婦人少年室」を「職人少年室」に改める。
- 第二章第三節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 職業安定事務所

第十七条の三 職業安定事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北九州職業安定事務所	福岡市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県

- 2 職業安定事務所の所掌事務及び権限は、職業安定法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- 3 職業安定事務所の内部組織は、労働省令で定める。

〔高野一夫君尋環、拍手〕

○高野一夫君 ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

炭鉱離職者臨時措置法は、皆様すでに御承知のように、昭和三十四年十二月に制定施行せられたものであります。が、これは、炭鉱離職者のために特別の緊急就労対策事業及び職業訓練を行なうことのほか、炭鉱離職者支援会を設けて、再就職等の援護に当たらしめ、炭鉱離職者の再就職と生活安定を助成しようとしたものであります。

その後、昭和三十六年六月に制定施行せられた雇用促進事業団法によつて、炭鉱離職者支援会は雇用促進事業団に統合拡充せられたのであります。

その後、昭和三十六年六月に制定施行せられた雇用促進事業団法によつて、炭鉱離職者支援会は雇用促進事業団に統合拡充せられたのであります。が、措置法施行以来、昨年末までに、職業訓練を受講した者は約六千名、広域及び一般の職業紹介による再就職者が約四万四百名、移住資金の支給を受けた者約二万三千名の成績をあげているのであります。しかし、炭鉱離職者の続出と、中高年令者の再就職が困難であるなどのため、産炭地域には今なお多数の失業者が滞留し、また、工業地帯とその他の地域との間には、労働力需給の不均衡が見られます。このため、本法によつてさらに対策を強化して、雇用奨励金の支給、移住就職者のための住宅資金の貸付等を行なうことにしたために、関係法律に必要の改正を加えようとするものであります。

すなわち、本法の要旨は、まず

第一に、炭鉱離職者臨時措置法を改正して、公共職業安定所の紹介によつて炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対しては、雇用奨励金を支給することとして、この業務を雇用促進事業団に行なわしめるとともに、同事業団の支給する雇用奨励金及び職業訓練手当が最も効率的となるよう、その支給条件を定めることであり、次に、第二として、雇用促進事業団法を改正して、移転就職者を雇い入れる事業主などに対し、その雇用労働者のための住宅及び福祉施設の設置または整備に必要な資金を貸し付けることを雇用促進事業団の業務に加えるとともに、事業団は、この貸付業務の資金に充てるため、長期借入金または雇用促進債券の発行を行ない、また、労働大臣の認可を受けて他の金融機関に貸付業務の一部を委託できるようにすることであり、第三には、炭鉱離職者対策に関する規定は、本年一月一日にさかのぼって適用し、労働力流動化のための融資に関する規定は本年四月一日から施行することなどであり、

各省がさらに緊密なる連絡のもとに企画確立すべきものであり、合理化等の整理による離職者に対して事後の援護措置を講ずるよりも、職場転換など、あらかじめ離職者を生じないよう十分配慮して、根本対策を確立すべきではないか」という質問、または、「炭鉱離職者を、民間企業ばかりでなく、増員の郵政職員のごとき政府機関にも率先して就職せしめるべきではないか」との質問があつて、これに対し、労働大臣から、「石炭対策の確立については、そのような趣旨で従来から主張しているところであり、また、郵政当局にもすでに協力を求めている」との答弁があり、次に、「雇用奨励金の支給期間は一年間にすぎないが、期間経過後に解雇されたり、賃金を切り下げられるおそれはないか」との質問に対しては、「不なれな労働者の雇用を促進するためにこの奨励金を新設したので、一年間も支給すれば、その間に新しい仕事に習熟して、能力相応に昇給するであろうし、従来の実績もこの程度の昇給を見ている。また、当初の職業紹介にあたつても、その職場の給与状況を十分勘案して、懸念されるような弊害が起これらより行政指導に努めた」との答弁があり、次に、「雇用促進事業団住宅の入居期間の一年以内に公営住宅に入居することができず、また、新しい雇用主が労働者住宅を建設することができないときはどうするか」との質問に対しては、「公営住宅への転入については、建設省と従来緊密な連絡をとっており、万一お尋ねのような場合には、立ちのき要求などはさせない」との答弁があり、また、「中小炭鉱、特に租鉱権による業者に雇用せられる労働者は、劣悪なる労働条件のもとに低賃金で就労しているが、炭鉱労働者の最低賃金制度の実施時期はいつごろか」との質問に対しては、労働大臣から、「この問題は最低賃金審議会で審議中であるが、早期に実施してほしいとの要望を適當の方法で伝え、促進をはかりたい」との答弁がありました。

そのほか、住宅資金の雇用主以外への貸付、職業訓練手当の増額、女子離職者の職業訓練等について熱心な問答が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと思います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して阿具根委員から、炭鉱労働者が安心して勤務に従事し得るような強力な政策の確立を要望し、それまでの措置として本法案

昭和三十三年二月十六日 参議院會議録第九号 郵便貯金法の一部を改正する法律案

に賛成の旨、また、民主社会党を代表して村尾委員から、離職者の再就職に對する政府の一段の努力と諸給与の改善を要望して本法律案に賛成の旨、並びに自由民主党を代表して鹿島委員から、本法律案に賛成の旨の討論がありました。

次いで採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて衆議院送付案とお可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長安部清美君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年一月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十七条第一項中「百円以上一万二千円以下」を「百円以上二万円以下」に改める。

第五十四条中「三万円」を削り、「三万円又は五万円」を「五万円又は十万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に預入した定期郵便貯金又は定期郵便貯金で預入金額が三万円又は三万円のものの預入金額については、なお従前の例による。

〔安部清美君登壇、拍手〕

○安部清美君 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の貯金総額の制限額を引き上げること等を内容とするものであります。現在、郵便貯金の一の預金者の貯金総額は三十万円であり、最近における郵便貯金の利用者の所得及び貯蓄保有額の伸びの状況、財政投融資の原資の確保などの面から見まして、低きに過ぎると思えられますので、これを五十万円と引き上げて、預金者の利便と郵便貯金の増強をはかりとするものであります。

また、貯金総額の制限額の引き上げに伴いまして、積立郵便貯金の一回の預け入れ金額につきましては、現行の百円以上一万二千円以下を百円以上二万円以下に改め、定期郵便貯金及び定期郵便貯金の預け入れ金額につきましては、現行の三万円及び三万円を廃止して、新たに十万円を設けようとするものであります。

通信委員会における質疑のおもなるものを申し上げますと、郵便貯金事業の経営状態、郵便貯金の種類別増減が

事業経営に及ぼす影響、郵便貯金利子と銀行預金利子との比較、五十万円の算定の根拠等でありましたが、その詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終わり、討論に入りまして、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案とお可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
議員 杉山 昌作君 温水 三郎君
谷口 慶吉君 森 八三二君
牛田 寛君 田中 清一君

櫻井 志郎君 柏原 ヤス君
村山 道雄君 大泉 寛三君
大竹平八郎君 原島 安治君
鈴木 恭一君 白井 勇君
佐藤 芳男君 吉江 勝保君
常岡 一郎君 小平 芳平君
三木與吉郎君 田中 啓一君
高瀬在太郎君 佐藤 尚武君
辻 武壽君 市川 房枝君
堀 末治君 太田 正孝君
笹森 順造君 黒川 武雄君
泉山 三六君 山本 杉君
谷村 貞治君 米田 正文君
島島徳次郎君 北畠 教真君
金丸 富夫君 川上 為治君
徳永 正利君 鈴木 万平君
石谷 憲男君 増原 恵吉君
前田佳都男君 勝保 稔君
佐野 廣君 鍋島 直紹君
上原 正吉君 岩沢 忠恭君
武藤 常介君 野本 品吉君
田中 茂穂君 谷口弥三郎君
杉浦 武雄君 新谷寅三郎君
斎藤 昇君 紅澤 みつ君
石原幹市郎君 宮澤 喜一君
吉武 恵市君 下條 康麿君
林屋龜次郎君 小林 英三君
寺尾 豊君 大野木秀次郎君
大川 光三君 加藤 武徳君

昭和二十七年二月十六日 参議院會議録第九号

堀本 宜実君	村上 春蔵君	基 政七君	田上 松衛君
植垣弥一郎君	赤間 文三君	木下 友敬君	秋山 長造君
青田源太郎君	安部 清美君	片岡 文重君	相馬 助治君
松野 孝一君	井川 伊平君	向井 長年君	戸叶 武君
上林 忠次君	梶原 茂嘉君	天田 勝正君	松浦 清一君
高橋 衛君	高野 一夫君	岡 三郎君	佐多 忠隆君
前田 久吉君	横山 フク君	重盛 壽治君	曾祿 益君
平島 敏夫君	小林 武治君	千葉 信君	近藤 信一君
大谷 賛雄君	青柳 秀夫君	羽生 三七君	内村 清次君
井上 清一君	高橋進太郎君	松本治一郎君	赤松 常子君
小沢久太郎君	古池 信三君	国务大臣	
西郷吉之助君	小山邦太郎君	内閣総理大臣	池田 勇人君
迫水 久常君	堀木 鎌三君	法務大臣	植木庚子郎君
草葉 隆圓君	一松 定吉君	外務大臣	小坂善太郎君
鹿島守之助君	木村篤太郎君	大蔵大臣	水田三喜男君
津島 壽一君	野田 俊作君	文部大臣	荒木萬壽夫君
大森 創造君	野上 元君	厚生大臣	灘尾 弘吉君
豊瀬 禎一君	千葉千代世君	通商産業大臣	佐藤 榮作君
山本伊三郎君	武内 五郎君	運輸大臣	斎藤 昇君
天坊 裕彦君	中村 順造君	郵政大臣	迫水 久常君
西田 信一君	岡村文四郎君	労働大臣	福永 健司君
重政 庸徳君	藤田 進君	建設大臣	中村 梅吉君
加瀬 完君	大和 与一君	自治大臣	安井 謙君
下村 定君	小笠原三男君	国务大臣	藤枝 泉介君
荒木正三郎君	高田なほ子君	国务大臣	三木 武夫君
米田 敏君	湯澤三千男君	政府委員	
井野 碩哉君	清澤 俊英君	法制局長官	林 修三君
阿具根 登君	永岡 光治君	総理府総務長官	小平 久雄君
須藤 五郎君	永末 英一君		

経済企画 菅 太郎君
政務次官
農林政務次官 中野 文門君
自治政務次官 大上 司君

昭和三十七年二月十六日 参議院会議録第九号

三〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―三三三